

# 環境委員会資料

## 2 陳情の審査

- (1) 陳情第10号 事故船に対する責任を明確にすべく  
条例の改訂とその対策ほか4件に関する陳情

資料1	陳情第10号に対する本市の見解
資料2	港湾施設の原状回復
資料3	港湾局の所有船舶
資料4	川崎港の海面清掃
資料5	川崎港の安全対策
資料6	川崎港で市民が利用できる施設・イベント

参考資料 事務管理に基づく費用償還等請求事件について

港 湾 局

(令和元年8月29日)

NO	陳情の要旨／理由	本市の見解
1	<p><b>事故船に対する責任を明確にするため条例改正について</b>                      「川崎市は事故船に対する責任の所在を明確にした条例を作っていたきたい。」</p>	<p>川崎市港湾施設条例における施設の原状回復に関する規定は、適正であり、改正は考えておりません。                      なお、他の主要港においても原状回復に係る規定は、同じ趣旨でございます。</p>
2	<p><b>市所有船舶の随意契約について</b>                      「市所有船舶の保全・補修は、随意契約を無くし、競争入札を行うように御検討ください。」</p>	<p>港湾局の船舶の点検・維持補修は、原則として競争入札で実施しております。</p>
3	<p><b>海面清掃について</b>                      「海面清掃は、大型船の多く通る防波堤外の清掃を主目的で清掃すべく、御検討ください。」</p>	<p>川崎港の海面清掃は、防波堤の内側を重点区域とし、浮遊ごみが防波堤の外へ流れ出る前に回収しており、その方法は、効率的かつ効果的であることから、変更することは考えておりません。</p>
4	<p><b>船舶によるパトロールについて</b>                      「全くパトロールに不向きな客船、測量船より、圧倒的に安価の高速船に切り替えるべきと思います。」</p>	<p>港湾局は、港内巡視に加え、港湾施設の調査や港内案内、災害時には、人や物資の輸送を行うなど、様々な業務を担っていることから、機能が異なる複数の船舶を所有しております。</p>
5	<p><b>川崎港の集客について</b>                      「魅力ある川崎港にするために、まず市民に港に来ていただく必要があります。」</p>	<p>川崎港の施設等については、市民や港湾関係者の意見を聞きながら策定した川崎港港湾計画等を基本とし、整備を進めてまいります。</p>

### 原状回復に係る条例上の規定

	川崎市港湾施設条例	横浜市港湾施設条例 (H31.4.1施行)	東京都港湾管理条例
原状回復	<b>第16条</b> 利用者が特定港湾施設等の利用を終了したとき、又は第3条各項の許可を取り消されたときは、自己の負担において直ちに原状に復し、市長の検査を受けなければならない。	<b>第9条</b> 使用者は、港湾施設の使用を終了し、又は第7条の規定により許可が取り消された場合は、自己の負担において、直ちに原状を回復して、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長が原状を回復する必要がないと認める場合は、この限りではない。	<b>第25条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、直ちに港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。 一 使用許可等を受けた港湾施設の使用等を終了し、又は第17条の規定により使用許可等を取り消された者 二 (略)

### (参考) 損害賠償にかかる規定

損害賠償	<b>第10条</b> 市及び指定管理者は、港湾施設の利用により利用者又は第三者に生じた損害について賠償の責を負わない。(以下略)	※改正前の規定。新条例は類似規定なし <b>旧第20条</b> 港湾施設の使用又は利用により船舶又は貨物その他について生じた損害は、その原因を問わず、すべて使用者又は利用者においてその責に任ずるものとする。	※類似規定なし
	<b>第17条</b> 利用者が港湾施設及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、市長の命ずるところに従い、補修し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	<b>新第29条</b> 港湾施設を毀損した者は、市長の命ずるところにより補修し、又はその損害を賠償しなければならない。	<b>第26条</b> 港湾を利用する者が、港湾施設をき損し、又は汚損したときは、知事が指定するところにより、その損害を賠償しなければならない。

### 港湾局の所有船舶

区 分	巡視船			清掃船	
	あおぞら	つばめ※	ひばり	つばき	第一清港丸
船 舶					
総トン数	126.77トン	27.94トン	20.90トン	13.00トン	4.85トン
全長/全幅	25.00m/6.20m	14.69m/3.99m	10.20m/5.98m	12.40m/6.40m	11.00m/2.68m
速 力	22.9ノット	20ノット	11ノット	7.75ノット	7ノット
船体材質	軽合金	鋼	軽合金	鋼	木
船 型	単胴船	単胴船	双胴船	双胴船	単胴船
建 造 年	1982年(37年)	1974年(45年)	1973年(46年)	1985年(34年)	1964年(55年)
航行場所	水深の浅い運河は航行不可	一部の水深の浅い運河は航行不可	小回りが利き、水深の浅い運河も航行可	一部の水深の浅い運河は作業不可	水深の浅い場所、狭い場所でも作業可
視察対応定員	50人	20人	—	—	—
ごみ収集容量	—	—	—	12m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>
機能・特徴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50人まで港内案内が可能のため、ポートセールスのほか、企業の研修、川崎港の学習会などに活用されている。</li> <li>・災害時には、緊急物資や人員輸送を担う。毎年、訓練を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20人までの港内案内が可能で、比較的少人数の団体に利用されている。</li> <li>・災害時には緊急物資や人員輸送、油流出時処理等の作業に対応できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双胴船で小回りが利く船型となっており、各種港湾工事の測量・調査を行うことができる。</li> <li>・甲板が広いので、船上からの施設調査や、オイルフェンスの積載、展張業務等の作業に適している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船首双胴間に設置されたディスクローターを回して、大量の浮遊ごみを回収することができる。</li> <li>・油流出の多い場合には、油回収装置を搭載し、回収作業にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の船舶が航行不可能な区域においても、海面清掃や油回収作業を行うことができる。</li> <li>・船員がタモ網等で船上から浮遊ごみを回収する。</li> </ul>

※「つばめ」に代わる新造船「かもめ」は、令和2年度末までの竣工を目指し設計を検討中



## 1 川崎市の役割

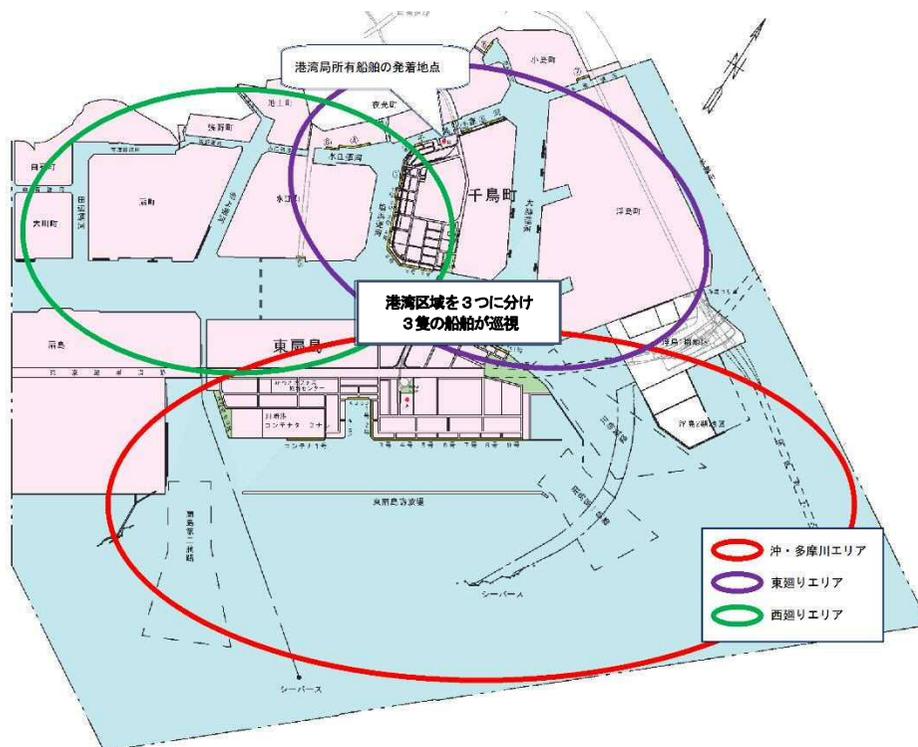
### (1) 港湾管理者

港湾法により、港湾管理者として、港湾区域及び管理下の港湾施設を良好な状態に維持することが求められており、通常の港湾施設の維持管理に加え、港湾区域内における次の業務を行う。

- ア 漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去
- イ 港湾区域内の水域の清掃
- ウ 排出油等による汚染の防除

●港湾法 第12条第2号

通常時における3隻の巡視エリア



### (2) 国際港湾施設の埠頭・水域保安管理者

改正 SOLAS 条約を受けて施行された国際船舶・港湾保安法により、埠頭・水域保安管理者として、保安規程を定め、危害行為の防止や保安確保のための措置を講じている。港湾における保安対策として、次のような対策を講じている。

#### ア 陸域の制限区域

フェンスで囲い、センサー、監視カメラ、警備員により監視

#### イ 海域の制限区域

陸からの監視カメラ、警備員による監視に加え、海上からの巡視

●国際船舶・港湾保安法 第28条、第36条

## 2 関係行政機関の役割

- (1) 川崎海上保安署 海上交通の安全確保、犯罪の予防及び取締り
- (2) 川崎臨港警察署 犯罪の予防及び取締り
- (3) 消防局臨港消防署 災害活動、救急活動
- (4) 川崎税関支署 薬物銃器物品等に係る密輸出入の取締り
- (5) 入国管理局横浜支局 来日外国人の入国・在留に係る認定等

## 3 港湾局巡視船の業務

業務内容		あおぞら	つばめ	ひばり
港湾管理者・保安管理者として中心的な役割を担う業務	①港湾区域の巡視	◎	◎	◎
	②港湾関連の調査	○	○	◎
	③港湾視察運航	◎	◎	—
	④災害発生時の対応	◎	◎	○
関係各機関と連携して取り組む業務	⑤油流出対応	○	◎	◎
	⑥海難事故対応	○	○	○

### 東扇島東公園

- ・人工海浜「かわさきの浜」
- ・バーベキュー施設
- ・わんわん広場(ドッグラン)
- ・多目的広場
- ・特にGWなどには、多くの来場者があります。



### 川崎みなと祭り ちくさんフードフェア

- ・毎年10月開催
- ・昨年度の来場者数は、約25万人
- ・ステージイベント、バザールなど様々な催しがあります。
- ・今年は10月12・13日に開催



### 東扇島西公園

- ・休日には多くの釣り客で賑わいます。
- ・釣りが楽しめる施設としては、ほかに「浮島つり園」があります。



### 夏休み川崎港見学会

- ・川崎港振興協会主催
- ・夏休みを利用して小学生とその保護者を対象に巡視船による港内見学や自動車運搬専用船内の見学により川崎港の役割、重要性等の理解を深めています。

### バーベキュー施設

- ・東扇島中公園・東公園には、バーベキュー施設があります。
- ・春～秋には、家族やグループで多くの利用があります。



### BAY CAMP

- ・BAY CAMP実行委員会主催
- ・首都圏唯一の都市型・オールナイト・野外ロックイベント
- ・毎年9月開催
- ・昨年度は1万6千人が参加



### グランピング Glamping

工場風景と海を見ながらグランピング体験  
東扇島西公園で港湾緑地を利用したモデル事業を実施中



### 各種スポーツイベント

- ・川崎イルミネーションマラソン
- ・川崎マリンエンデューロ
- ・川崎港トライアスロン in 東扇島
- ・ビーチバレー川崎市長杯
- ・少年サッカー大会 など

## 事務管理に基づく費用償還等請求事件について 事件の概要

### (1)

- ア. 事件番号 平成29年(ワ)第1233号  
イ. 事件名 事務管理に基づく費用償還等請求事件  
ウ. 当事者 (原告)内山弘二  
(被告)川崎市  
エ. 管轄裁判所 横浜地方裁判所第1民事部合議B係  
オ. 請求の趣旨 本訴請求は、本船を撤去する義務のない原告が、被告のために本船を撤去したものであり、民法697条に基づき事務管理が成立するとして、同法702条1項に基づき、川崎市に対して事務管理に要した費用(金583万8680円)の請求をすることを求めるもの  
カ. 事件の結果 原告が請求を放棄

### (2)

- ア. 事件番号 平成29年(行ウ)第19号  
イ. 事件名 事務管理に基づく費用償還等請求事件  
ウ. 当事者 (原告)株式会社宏洋商会 外1名  
(被告)川崎市  
エ. 管轄裁判所 横浜地方裁判所第1民事部合議B係  
オ. 請求の趣旨 本訴請求は、原告は、係留施設の利用者である本船船主に代わって川崎港への入港事務を行う現地代理店に過ぎないにもかかわらず、原告の被告に対する運搬給水業務委託料及び係船立会い業務委託料の支払請求権を差し押さえて本船の係船料を取り立てたとして、民法703条及び704条に基づき、不当利得(金364万0863円)の返還を求めるもの。  
カ. 事件の結果 原告が請求を放棄

## 請求の放棄

請求の放棄とは、原告が、裁判所に対し、請求に理由がないことを認める意思表示をすることで、原告が請求の放棄をすると、訴訟は終了する。

請求の放棄が調書に記載されたときは、その記載は確定判決と同一の効力を有する(民事訴訟法267条)。